

横浜市旭区民文化センター  
指定管理者選定評価委員会  
選定結果報告書

令和3年8月

## 1 経緯

横浜市旭区民文化センター「サンハート」の指定管理者の選定にあたり、横浜市旭区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査や公開ヒアリングの開催を行ってまいりました。

この度、選定評価委員会による審査が終了し、第1位候補者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

なお、この報告書は公開を前提としており、「横浜市旭区民文化センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）では、団体名と審査における評点を旭区地域振興課ホームページで公表することとしています。

## 2 横浜市旭区民文化センター指定管理者選定評価委員会委員

（氏名五十音順：委員長除く）

	氏名	所属等	備考
委員長	横山 千晶	慶應義塾大学 教授	学識経験者
委員	内田 紘司	二俣川地区連合自治会 会長	地域代表
委員	葛西 芳恵	葛西芳恵税理士事務所 税理士	財務の専門家
委員	富野 良視	公益財団法人神奈川芸術文化財団 事務局長	学識経験者
委員	山本 育三	旭区文化振興会 副会長	利用者代表

## 3 指定候補者選定の経過

項目	年月日
●第1回横浜市旭区民文化センター指定管理者選定評価委員会 （指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討）	令和3年4月27日（火）
公募期間（旭区ホームページへ掲載し周知）	令和3年5月14日（金）～ 7月2日（金）
公募要項に関する質問受付（7件）	令和3年6月7日（月）～ 6月14日（月）
公募要項に関する質問に対する回答	令和3年6月22日（火）～
提案書類の受付（1団体）	令和3年6月30日（水）～ 7月2日（金）
●第2回横浜市旭区民文化センター指定管理者選定評価委員会 （公開ヒアリング及び審査）	令和3年7月15日（木）

## 4 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「評価項目及び配点」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、公開ヒアリングにおいて、応募団体からの提案説明及び選定評価委員による質疑を行い、第1位候補者を選定しました。

最低基準点は、各委員200点満点の6割の120点です。ただし、120点に満たない委員がひとりでもいる場合は不採択としました。

評価基準項目と配点

項目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
<b>1 団体の状況</b>			<b>10</b>
(1)団体の状況（財務状況含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか</li> <li>・団体の財務状況（事業収益性、経営安定性、借入余裕度等）が健全であるか</li> </ul>	様式 10、11	10
<b>2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針</b>			<b>20</b>
(1) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の文化政策及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか</li> <li>・施設の使命を果たすために適切な方針となっているか。</li> </ul>	様式 12	10
(2) 応募理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性のあるもので、公益性の高いものか。</li> <li>・施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか</li> </ul>	様式 13	10
<b>3 職員配置・育成</b>			<b>20</b>
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か）</li> <li>・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。</li> <li>・スタッフの育成に関する考え方が適切か</li> <li>・館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか</li> <li>・事件・事故、災害等に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか</li> <li>・個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の施設として、市の重要施策を踏まえた取組となっているか。</li> <li>・5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。</li> </ul>	様式 14、15	20
<b>4 事業計画（施設の使命を達成するための提案）</b>			<b>105</b>
「使命1：文化芸術の活動と体験の場となる」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 16-1、2	20
「使命2：文化芸術活動を担う人材を育む」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 17-1、2	20
「使命3：文化芸術の鑑賞の機会を提供する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 18-1、2	20
「使命4：幅広い人を文化活動に受け入れ、地域の力を結びつける」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 19-1、2	20
「使命5：持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 20-1、2	20

「使命6：新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する」を達成するための取組	・提案された取組によって使命を果たすことができるかと考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 21	5
<b>5 収支計画及び指定管理料</b>			<b>30</b>
(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	・利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか	様式 22-A、22-B	10
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力	・指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか ・経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か	様式 23	10
(3) 5年間の収支及び収支バランス(指定管理料の提案含む)	・利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか ・5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	様式 24	10
<b>6 その他</b>			<b>15</b>
(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	・業務の基準に定める「旭区民文化センターに求められる使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 ・市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。	様式 25	5
(2) 市の重要政策課題への対応	・市の重要政策課題(個人情報保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、障害者差別解消、男女共同参画、市内中小企業優先発注)への団体の対応状況は適切か。	様式 26	5
(3) 提案書全体に対する評価	・提案書は正確かつ明瞭に記載されているか。		5
<b>小計 (A)</b>			<b>200</b>
<b>その他(加減要素)</b>			<b>20</b>
(1) 前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は減点対象) ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象)	第三者評価結果	-10 ~ +10
(2) 市内中小企業等であるか【必須評価基準項目】	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。		10
<b>小計 (B)</b>			<b>20</b>
<b>合計 (C = A + B)</b>			<b>220</b>

※大項目1～6の合計点(200点)を満点とする。

## 5 応募者の制限

応募団体（代表団体及び構成団体）について、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

### 【公募要項 6 公募及び選定に関する事項 (6) 応募要件等 イ欠格事項】

次に該当する団体等は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式3）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## 6 応募団体

1団体から応募がありました。団体の名称等は以下のとおりです。

団体名	構成団体名（共同事業体の場合）
横浜メディアアド・相鉄・神奈川共立 共同事業体	株式会社 横浜メディアアド 相鉄企業 株式会社 株式会社 神奈川共立

## 7 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を第1位候補者と決定しました。

**【第1位候補者】 横浜メディアアド・相鉄・神奈川共立 共同事業体**

※委員別採点内訳（最低基準点：項目1～6の計200点/1人の6割＝120点/1人）

委員 項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	小計
1	8	8	10	10	10	46
2	14	16	16	18	20	84
3	12	14	10	14	15	65
4	69	75	75	85	85	389
5	18	24	17	25	26	110
6	11	12	9	13	12	57
小計	132	149	137	165	168	751
7	13	10	10	13	10	56
合計	145	159	147	178	178	807

※採点項目について

No.	項 目	満点／1人
※1	団体の状況	10
※2	指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	20
※3	職員配置・育成	20
※4	事業計画（施設の使命を達成するための提案）	105
※5	収支計画及び指定管理料	30
※6	その他	15
小 計		200
※7	その他（加減点項目）	20
合 計		220

8 審査講評

- ・現状の課題である利用者の減少傾向を踏まえた提案内容など、課題解決に対応した事業計画であり評価できる。
- ・現指定管理者としてのこれまでの経験を活かし、安定的した施設運営が期待できる。
- ・共同事業体構成各社の連携が図られており、各々の専門性を活かした事業展開が期待できる。
- ・旭区の地域特性である高齢化の進展等を踏まえた事業の展開や、行政や地域との一層の連携を図るなど、地域に密着したより良い施設運営を目指していただきたい。